

農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

宮崎市長 戸敷 正

1 協議の場を設けた区域の範囲

- ・ 南方（大宮2）
- ・ 村角（大宮4）
- ・ 塩路・四本松、北部、南部、金吹山（住吉8）
- ・ 赤江（赤江2）
- ・ 東・西山崎、津和田、柳籠（赤江3）
- ・ 松崎、浜畑、蛸原（赤江4）
- ・ 赤江南方（赤江5）
- ・ 郡司分・岩切（赤江6-2）
- ・ 富吉（生目5）
- ・ 有田（生目6）
- ・ 江田・山崎（櫛1）
- ・ 佐土原町下村

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年 3月30日

3 当該区域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

地区数	経営体数	地域の中心となる経営体（担い手）数			
		認定農業者	認定新規就農者	認定農業法人	集落営農
※下記の、うち数は重複あり					
南方（大宮2）	13	7	1	2	0
村角（大宮4）	30	20	1	3	0
塩路・四本松、北部、南部、金吹山（住吉8）	48	37	0	1	0
赤江（赤江2）	28	15	3	0	0
東・西山崎、津和田、柳籠（赤江3）	9	3	0	0	0
松崎、浜畑、蛸原（赤江4）	13	7	0	0	0
赤江南方（赤江5）	28	14	5	1	0
郡司分・岩切（赤江6-2）	10	6	0	0	0
富吉（生目5）	36	22	4	0	0
有田（生目6）	16	6	3	0	0
江田・山崎（櫛1）	27	10	3	6	0
佐土原町下村	9	2	0	1	0

4 当該区域における農業の将来のあり方

地区名	当該区域における農業の将来のあり方 (中心経営体への農地の集約化に関する方針)
南方 (大宮 2)	<p>規模拡大の意向を有する中心経営体が複数いる。中心経営体を軸とした農地の集積および地域としての農地遊休化の防止策について引き続き検討する。</p> <p>中心経営体の中には、排水性や農地の狭隘、点在または不整形に苦慮している者がいる。農地の集約化を図るため、今後は中間管理事業の活用を含め地域内での協議を重ねる。</p>
村角 (大宮 4)	<p>規模拡大の意向を有する中心経営体がいるため、それらの経営体を中心に地域で農地の集積・集約について検討を進めて行く。</p> <p>中心経営体の中には、耕作地が点在していることや不整形であることに苦慮している者がいる。そのため、基盤整備事業や中間管理事業の活用を進め、農地の集約化を図る。</p>
塩路・四本松、北部、南部、金吹山 (住吉 8)	<p>規模拡大の意向を有する中心経営体がいるため、それらの経営体を中心に地域で農地の集積・集約について検討を進めていく。</p> <p>中心経営体の中には、耕作地が点在していることや不整形であることに苦慮しているものがある。そのため、中間管理事業の活用を進め、農地の集約化を図る。</p>
赤江 (赤江 2)	<p>規模拡大の意向を有する中心経営体はいるが、非常に少ない。中心経営体を軸とした農地の集積及び地域としての農地遊休化の防止策について引き続き検討する。</p> <p>中心経営体の中には、用水および排水や、農地の点在または不整形に苦慮している者がいる。今後は中間管理機構の活用による農地の集約化と、基盤整備事業の活用について、地域内での協議を重ねる。</p>
東・西山崎、津和田、柳籠 (赤江 3)	<p>現時点では規模拡大の意向を有する中心経営体が少ない。中心経営体を軸とした農地の集積および地域としての農地遊休化の防止策について引き続き検討する。</p> <p>中心経営体の中には、農地の不整形に苦慮している者がいる。農地の集約化を図るため、今後は中間管理事業の活用を含め地域内での協議を重ねる。</p>

地区名	当該区域における農業の将来のあり方 (中心経営体への農地の集約化に関する方針)
松崎、浜畑、蛸原 (赤江4)	<p>規模拡大の意向を有する中心経営体はあるが、非常に少ない。中心経営体を軸とした農地の集積及び地域としての農地遊休化の防止策について引き続き検討する。</p> <p>中心経営体の中には、排水や用水、農道の未整備、農地の点在または不整形に苦慮している者がいる。農地の集約化を図るため、今後は中間管理事業の活用を含め地域内での協議を重ねる。</p>
赤江南方 (赤江5)	<p>現時点では規模拡大の意向を有する中心経営体がない。中心経営体を軸とした農地の集積および地域としての農地遊休化の防止策について引き続き検討する。</p> <p>中心経営体の中には、排水や農地の点在または不整形に苦慮している者がいる。農地の集約化を図るため、今後は中間管理事業の活用を含め地域内での協議を重ねる。</p>
郡司分・岩切 (赤江6-2)	<p>規模拡大の意向を有する中心経営体がいるため、その経営体を中心に地域で農地の集積・集約について検討し進めていく。</p> <p>中心経営体の中には、農地の不整形や耕作地の点在に苦慮しているものがある。農地の集約化を図るため、今後は中間管理事業の活用を含め地域内での協議を重ねる。</p>
富吉 (生目5)	<p>規模拡大の意向を有する中心経営体がいるため、それらの経営体を中心に地域で農地の集積・集約について検討を進めて行く。</p> <p>中心経営体の中には、耕作地が点在していることや不整形であることに苦慮している者がいる。そのため、中間管理事業の活用を進め、農地の集約化を図る。</p>
有田 (生目6)	<p>規模拡大の意向を有する中心経営体がいるため、それらの経営体を中心に地域で農地の集積・集約について検討を進めて行く。</p> <p>中心経営体の中には、耕作地が点在および不整形に苦慮している者がいる。農地の集約化を図るため、今後は中間管理事業の活用を含め地域内での協議を重ねる。</p>

地区名	当該区域における農業の将来のあり方 (中心経営体への農地の集約化に関する方針)
江田・山崎 (億1)	規模拡大の意向を有する中心経営体がいるため、それらの経営体を中心に地域で農地の集積・集約について検討を進めて行く。 中心経営体の中には、耕作地の点在に苦慮している者がいる。農地の集約化を図るため、今後は中間管理事業の活用を含め地域内での協議を重ねる。
佐土原町下村	中心経営体のほ場が分散していることから、農地の交換を進め、集積・集約化を図る。 ハウスについても、農地の耕作者が経営中止、又は亡くなるなどした場合、施設の承継や産地の維持が図れるように農地中間管理機構を活用する。 補助事業等の活用のために農地中間管理機構への貸し付けに理解を示す農地所有者は、農地中間管理機構に貸し付ける。

5 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
南方 (大宮2)	本地区には農地の狭隘や点在・不整形に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、中間管理事業の活用による農地の集約化を検討する。
村角 (大宮4)	今後、基盤整備事業の採択にあわせ中間管理事業へ取り組む予定。
塩路・四本松、北部、南部、金吹山 (住吉8)	今後、中心経営体の意向を確認しながら、事業の活用を長期的な視点で検討していく。
赤江 (赤江2)	本地区には農地の点在や不整形に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、中間管理事業の活用による農地の集約化を検討する。
東・西山崎、津和田、柳籠 (赤江3)	本地区には農地の不整形に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、中間管理事業の活用による農地の集約化を検討する。
松崎、浜畑、蛸原 (赤江4)	本地区には農地の点在や不整形に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、中間管理事業の活用による農地の集約化を検討する。

地区名	活用方針
赤江南方 (赤江5)	本地区には農地の点在や、不整形に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、中間管理事業の活用による農地の集約化を検討する。
郡司分・岩切 (赤江6-2)	本地区には農地の点在や不整形に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、基盤整備事業を含め中間管理事業の活用を検討する。
富吉 (生目5)	すでに富吉地区を複数の地域に分けて中間管理事業に取りかかっており、今後も地域で協力して取り組んでいく。
有田 (生目6)	本地区には農地の点在や不整形に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、基盤整備事業にあわせた中間管理事業の活用を検討する。
江田・山崎 (櫛1)	本地区には農地の点在や不整形に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、基盤整備事業を含め中間管理事業の活用を検討する。
佐土原町下村	本地区には農地の狭隘や農道の未整備に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、基盤整備事業を含め中間管理事業の活用を検討する。